

国道利第41号
国道環第73号
令和7年10月1日

各地方整備局道路部長 殿
北海道開発局建設部長 殿
沖縄総合事務局開発建設部長 殿
独立行政法人
日本高速道路保有・債務返済機構総務部長 殿

国土交通省 道路局
路政課長
環境安全・防災課長
(公印省略)

脱炭素化施設等に関する道路占用等の取扱いについて

道路法等の一部を改正する法律（令和7年法律第22号。以下「改正法」という。）が令和7年4月16日に公布され、改正法の公布の日から施行された規定以外の部分については、同年10月1日から施行することとされた。

また、これに伴い、道路法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和7年政令第332号）及び道路法施行規則等の一部を改正する省令（令和7年国土交通省令第95号）が制定され、これらについても同日に施行することとされた。

改正法により、国土交通大臣が定める道路脱炭素化基本方針に即して、道路管理者が道路脱炭素化推進計画（以下「推進計画」という。）を策定し、推進計画に位置づけた道路の脱炭素化に資する工作物、物件又は施設（以下「脱炭素化施設等」という。）を道路の交通に支障を及ぼすおそれが少ないものとして脱炭素化施設等ごとに道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）で定める場所に占用する場合にあっては、占用の許可基準として無余地性の適用を除外することとなった。

また、道路協力団体の協力を得て実施する必要のある道路の脱炭素化の施策については、道路協力団体の事前の同意を得て、推進計画に位置付けることが必要となった。

以上のことから、脱炭素化施設等に関する道路占用及び道路協力団体の協力を得て実施する必要のある道路の脱炭素化の施策に関し道路協力団体が実施する業務については、下記の事項に留意の上、その取扱いに遺憾のないようにされたい。

記

1 脱炭素化施設等の定義

令第 16 条の 2 の規定による脱炭素化施設等は、法第 32 条第 1 項第 1 号、第 4 号又は第 7 号に掲げる工作物、物件又は施設のうち次のものをいう。

- (1) 太陽光発電設備又は風力発電設備で道路の脱炭素化の効果的な推進のため必要であると認められるものとして国土交通省令で定めるもの
- (2) 自動車に動力源としての電気を供給するための工作物（以下「EV充電機器」という。）又は施設（以下「EV充電施設」という。）
- (3) 自動車に燃料としての水素を供給するための施設（いわゆる水素ステーション。以下「水素供給施設」という。）
- (4) 令第 11 条の 10 第 1 項に規定する自転車駐車器具で自転車を賃貸する事業の用に供するもの（以下「シェアサイクル器具」という。）又は令第 11 条の 11 第 1 項に規定する原動機付自転車等駐車器具で専ら電気を動力源とする原動機付自転車を賃貸する事業の用に供するもの（以下「シェア電動モビリティ器具」という。）

2 推進計画への記載

上記 1 の脱炭素化施設等のうち、無余地性の基準の適用が除外されるものは、推進計画において、道路の脱炭素化の目標を達成するために行う道路の脱炭素化の推進を図るための施策に関する事項として、その設置に関する事項が定められた脱炭素化施設等に限られ、道路管理者の判断により、上記 1 の脱炭素化施設等の内容やその用途のほか、必要に応じて具体的に設置を促進する場所を記載することとなるが、上記 1 の脱炭素化施設等ごとのそれぞれの用途については、以下の主な事例を参考とされたい。

- (1) 太陽光発電設備又は風力発電設備
用途：道路管理施設への電力供給等
- (2) EV充電機器又はEV充電施設
用途：EV自動車の利用促進等
- (3) 水素供給施設
用途：水素自動車の利用促進等
- (4) シェアサイクル器具又はシェア電動モビリティ器具
用途：自転車の利用促進、電気を原動力とする原動機付自転車の利用促進等

3 脱炭素化施設等に関する道路占用の運用の基準

脱炭素化施設等に関する道路占用の運用の基準は、本通知のほか、以下の通知によることとする。

- (1) 「道路法施行令の一部改正について」（平成 25 年 3 月 1 日付け国道令第 10 号）

別紙「発電設備の占用許可基準について」

- (2) 「電気自動車等のための充電機器に係る道路占用の取扱いについて」（令和5年11月10日付け国道利第30号、国道メ企第56号、国道環第84号）（無余地性に係る部分（別紙「一般交通に対する影響に留意が必要な車道に近接した場所における標準的な充電機器の占用許可基準について」5(2)）を除く。）
- (3) 「高速自動車国道又は自動車専用道路に設ける休憩所、給油所その他の自動車に燃料又は動力源としての電気を供給するための施設及び自動車修理所の取扱いについて」（令和6年4月8日付け国道利第1号）別紙「道路サービス施設占用許可基準」
- (4) 「自動車に燃料としての水素を供給するための施設の取扱いについて」（令和7年10月1日付け国道利第45号）
- (5) 「道路法施行令の一部改正について」（平成18年11月15日付け国道利第31号）別紙「自転車、原動機付自転車又は二輪自動車を駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具の占用許可基準」

4 占用許可に係る基準

道路管理者は、脱炭素化施設等の道路占用許可申請を受けた場合、特定人の営利目的のための公共性のない占用は原則として認めるべきではなく、公共性の高いものを優先させるとともに、景観等に配慮しつつ、上記3に掲げる基準に加え、次に掲げる基準に適合することを確認した上で、許可の適否を判断するものとする。

(1) 占用の場所

無余地性の基準の適用が除外されるものとして、令第16条の2で規定する脱炭素化施設等が設置される場所については、原則として、脱炭素化施設等の種類ごとに次のとおり扱うものとする。

ア 太陽光発電設備及び風力発電設備（以下この項において「発電設備」という。）次のいずれかの場所であること。

- (ア) 車道、自転車道、路肩、法面又は側溝上の部分以外の地上
 - ・ 発電設備は、ある程度の期間継続的に設置されるものであるため、車道、自転車道、路肩、法面及び側溝上に設けることとすると道路交通や道路構造に著しい支障を及ぼすことから、車道、自転車道、路肩、法面及び側溝上の部分の地面への設置を避けるものとするのはもちろんのこと、これらの上空への設置も避けるものとする。
 - ・ 歩道、自転車歩行者道に設置する場合には、道路構造令に規定する幅員が確保されなければならないこととする。また、交通の用に供される部分など道路空間として必要なスペースが安易に狭められることのないよう留意すること。
 - ・ アーケード、上空通路等の占用物件に添加する場合には、当該占用物件の耐荷重の範囲内であるとともに、既存の占用物件の構造及び設置目的を

害さない場所で、かつ、当該施設等の占用者が安全と認めた場所であること。

(イ) トンネル出入口付近等の中央帯やトンネルの上、高架の道路の路面下又は連結路附属地

- ・ トンネル出入口付近等の中央帯に設置する場合は、特に道路交通や維持管理、事業進捗等に影響を与えることのないように留意するとともに、太陽光発電設備の設置に当たっては、太陽光パネルが太陽光等を反射することで運転の妨げになったり、倒壊、落下、破損等の際に交通に影響を与えることのないよう留意すること。
- ・ トンネルの上に設置する場合は、荷重等によりトンネルを損壊することのないよう、その構造の保全について十分配慮するとともに、トンネルの換気又は採光に支障を及ぼさない場所とすること。
- ・ 高架の道路は、支柱によって支えられている特殊の構造の道路であり、損壊等の事故があると、通常の道路とは比較できないほどの交通上の支障が考えられるので、その路面下に設ける占用物件の占用の場所については十分に配慮すること。
- ・ 連結路附属地に設置する場合は、連結路及び連結路により連結される道路の見通しに支障を及ぼさない場所であること。

(ウ) 高速自動車国道又は自動車専用道路（以下「高速自動車国道等」という。）

や道の駅等に設置する道路の附属物である道路情報管理施設若しくは料金所の上屋又は道路の附属物である自動車駐車場（トイレを含む。）若しくは特定車両停留施設

- ・ 車路、駐車ます、交通の輻輳する場所、他の占用物件の多い場所等これらの道路の附属物や道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼすおそれのある場所を避けるものとする。
- ・ 道路の附属物である自動車駐車場、特定車両停留施設の構造又は利用に著しい支障を及ぼすおそれのない場合を除き、車路又は歩行者用通路の交差し、接続し、又は屈曲する部分の地上に設けないものとする。

(エ) 道路予定区域

- ・ 道路予定区域の占用により、周囲の道路の交通に著しい支障が生ずるものでないこと。
- ・ 特に交差点、横断歩道等の付近においては、占用物件を設けることにより、車両の運転者の視距を妨げることがない場所であること。

イ EV充電機器及びEV充電施設（以下この項において「給電設備」という。）

次のいずれかの場所であること。

(ア) 車道、自転車道、路肩、法面又は側溝上の部分以外の地上

- ・ 給電設備は、ある程度の期間継続的に設置されるものであるため、車道、自転車道、路肩、法面及び側溝上に設けることとすると道路交通や道路構

造に著しい支障を及ぼすことから、車道、自転車道、路肩、法面及び側溝上の部分の地面への設置を避けるものとするのはもちろんのこと、これらの上空への設置も避けるものとする。

- 歩道、自転車歩行者道に設置する場合には、道路構造令に規定する幅員が確保されなければならないこととする。また、交通の用に供される部分など道路空間として必要なスペースが安易に狭められることのないよう留意すること。
- ロータリーに設置する場合には、道路の構造又は交通に支障とならない場所とすること。

(イ) 地下

- 地下であっても、交通の輻輳する場所や他の占用物件の多い場所等、道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼすおそれのある場所を避けるものとする。

(ウ) トンネルの上、高架の道路の路面下又は連結路附属地

- トンネルの上に設置する場合は、荷重等によりトンネルを損壊することのないよう、その構造の保全について十分配慮するとともに、トンネルの換気又は採光に支障を及ぼさない場所とすること。
- 高架の道路は、支柱によって支えられている特殊の構造の道路であり、損壊等の事故があると、通常の道路とは比較できないほどの交通上の支障が考えられるので、その路面下に設ける場所については十分に配慮すること。
- 連結路附属地に設置する場合は、連結路及び連結路により連結される道路の見通しに支障を及ぼさない場所であること。

(エ) 道路の附属物である自動車駐車場（地下に設置する自動車駐車場を含む。）

又は特定車両停留施設

- 車路、駐車ます、交通の輻輳する場所、他の占用物件の多い場所等自動車駐車場等の構造又は利用に著しい支障を及ぼすおそれのある場所を避けるものとする。
- 道路の附属物である自動車駐車場又は特定車両停留施設の構造又は利用に著しい支障を及ぼすおそれのない場合を除き、車路又は歩行者用通路の交差し、接続し、又は屈曲する部分の地上に設けないものとする。

(オ) その他

- 電気を動力源とする自動車を賃貸する事業への活用を目的とする給電設備を設置する場合は、トンネルの上又は高架の道路の路面下、路上駐車施設であること。

ウ 水素供給施設

連結路附属地又は道路の附属物である自動車駐車場（高速自動車国道等や道の駅等に設置されるものに限る。以下この項において同じ。）若しくは特定車

両停留施設の地上であること。

- ・ 車路若しくは駐車ます又は交通の輻輳する場所、他の占用物件の多い場所等自動車駐車場等の構造若しくは利用に著しい支障を及ぼすおそれのある場所を避けるものとする。
- ・ 道路の附属物である自動車駐車場又は特定車両停留施設の構造又は利用に著しい支障を及ぼすおそれのない場合を除き、歩行者用通路の交差し、接続し、又は屈曲する部分の地上に設けないものとする。

エ シェアサイクル器具及びシェア電動モビリティ器具

次のいずれかの場所であること。

(ア) 車道、自転車道、路肩、法面、側溝上の部分又は分離帯、ロータリーその他これらに類する道路の部分以外の地上

- ・ 歩道又は自転車歩行者道に設置する場合には、道路構造令に規定する幅員が確保されなければならないこととする。また、交通の用に供される部分など道路空間として必要なスペースが安易に狭められることのないよう留意すること。
- ・ 交通の輻輳する場所、他の占用物件の多い場所等道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼすおそれのある場所を避けるなど、当該道路及びその周辺の状況等からみて適当な場所であること。

(イ) トンネルの上又は高架の道路の路面下

- ・ トンネルの上に設置する場合は、荷重等によりトンネルを損壊することのないよう、その構造の保全について十分配慮するとともに、トンネルの換気又は採光に支障を及ぼさない場所とすること。
- ・ 高架の道路は、支柱によって支えられている特殊の構造の道路であり、損壊等の事故があると、通常の道路とは比較できないほどの交通上の支障が考えられるので、その路面下に設ける場所については十分に配慮すること。

(ウ) 道路の附属物である自動車駐車場（高速自動車国道等に設置されるものを除く。以下この項において同じ。）又は特定車両停留施設

- ・ 車路、駐車ます、交通の輻輳する場所、他の占用物件の多い場所等道路の附属物である自動車駐車場又は特定車両停留施設の構造又は利用に著しい支障を及ぼすおそれのある場所を避けるものとする。
- ・ 自動車駐車場又は特定車両停留施設の構造又は利用に著しい支障を及ぼすおそれのない場合を除き、車路又は歩行者用通路の交差し、接続し、又は屈曲する部分の地上に設けないものとする。

(2) 占用主体

脱炭素化施設等は収益性を有するものであることが多いところ、特定人の営利目的のための公共性のない占用は原則として認めるべきではないという観点から、占用主体は、地方公共団体や公共的団体のほか、次のいずれかに該当するも

のとする。

ア 法第48条の60第1項の規定により指定された道路協力団体

イ 道路維持管理への協力(占用区域以外の清掃、除草、植樹の剪定などをいう。

以下同じ。)を行うことができる者であり、次に掲げる標準的な活動において1～3のうち少なくとも1つを選択し、左記で選択したもの以外で1～9のうち1つを選択し実施することができる者(必要に応じて、占用主体が選択する前に、道路管理者において活動の回数を指定できるものとする)

1 道路の清掃

2 道路の除草

3 植樹の剪定

4 災害時の電力又は燃料供給の無償協力

5 不法占用物件や道路等の異常箇所の情報収集

6 利用者ニーズの調査

7 道路の適切な利用等に関する講習

8 上記のほか、道路管理者が定める業務

9 占用主体が提案する業務

5 占用料の取扱い

脱炭素化施設等の占用に当たり、道路維持管理への協力が行われる場合にあっては、令で定める占用料の額の90%を減額するものとする。ただし、この減額率を適用する場合においては、別に定める減額率は適用しない。

また、脱炭素化施設等のうち、太陽光発電設備及び風力発電設備のうち、道路管理施設に電力を供給することのみを目的として設けられるものについては占用料を免除する。

6 占用入札について

脱炭素化施設等の占用に当たり、占用希望者の競合が見込まれる場合には、脱炭素化施設等の占用主体を占用入札により選定することが望ましい。この場合、電力購入単価や道路維持管理への協力等の内容も考慮するなど、道路管理者にとって最も有利な者を選定する総合評価による占用入札とする。

また、道路協力団体から占用協議がなされた場合においては、占用希望者の競合が見込まれる場合であっても、道路協力団体を優先するものとする。

なお、占用入札の手続きについては「占用料の多寡等により占用者を選定する入札制度について」(平成27年3月27日付け国道利第21号)によることとする。

7 道路協力団体による脱炭素化施設等に関する道路占用等の取扱いについて

(1) 道路協力団体の積極的な活用について

法第48条の61第2号により道路協力団体は脱炭素化施設等の設置又は管理を

行うことができることとされたことから、「道路協力団体指定準則」(令和7年10月1日付け国道環第75号)により、脱炭素化施設等を設置又は管理する民間事業者等における道路協力団体の指定要件を緩和したので、積極的に道路協力団体制度を活用されたい。

なお、道路協力団体が業務として行う脱炭素化施設等に関する道路占用等の取扱いについては、本通知のほか「道路協力団体が行う道路占用等の取扱いについて」(平成28年12月26日付け国道利第19号)によることとする。

(2) 道路協力団体の協力を得て実施する道路の脱炭素化に資する業務

法第48条の65により、道路協力団体は、道路管理者が定める推進計画において道路協力団体の協力が必要な事項が定められたときは、当該推進計画に基づき道路管理者が実施する道路の脱炭素化の推進を図るための施策に協力するものとされた。

当該事項を定めるに当たっては、道路協力団体が実施する法第48条の61に規定する業務について、以下の主な事例を参考とされたい。

- ・ CO₂削減に資する花壇整備・植栽管理
- ・ 道路管理における再生可能エネルギーの活用に資する太陽光発電設備又は風力発電設備の設置・管理
- ・ 自転車の利用促進に資するシェアサイクル器具の設置・管理
- ・ 電気を原動力とする原動機付自転車の利用促進に資するシェア電動モビリティ器具の設置・管理
- ・ 道の駅等におけるEV充電機器又は水素供給施設の設置に関するニーズ調査
- ・ 道路の脱炭素化の推進に係る広報活動

(3) 道路協力団体との事前調整

推進計画において道路協力団体による脱炭素化施設等の設置又は管理その他の道路の脱炭素化の推進を図るために道路協力団体の協力が必要な事項を定めようとするときは、協力する業務等について、あらかじめ、道路協力団体の同意を得なければならないことに留意すること。

なお、道路協力団体自らが脱炭素化施設等の設置又は管理を実施するため、道路管理者に対する占用協議の申出があった場合は、推進計画への記載及び事前調整の必要がないことを申し添える。

8 その他

(1) 太陽光発電設備

- ア 路面太陽光発電設備の占用は、今後の技術基準等の策定状況を踏まえて許可することとする。
- イ 太陽光発電設備の設置に当たっては、「道路における太陽光発電設備の設置に関する技術面の考え方」(令和5年3月道路局)を参照すること。

ウ 当面の間、道路管理施設への電力供給に資する発電設備のみの設置とするが、余剰電力が発生する場合においては道路管理施設以外への売電も可能とする。

(2) EV充電機器及びEV充電施設

ア 走行中給電設備の占用は、今後の技術基準等の策定状況を踏まえて許可することとする。

イ 電気の供給を受ける自動車の駐車スペースを路上駐車施設に設置し、これと一体のものとして設置するEV充電施設の占用は、今後の占用基準等の策定状況を踏まえて許可することとする。

(3) シェアサイクル器具

シェアサイクル器具の設置場所の選定に当たっては、当該地域における自転車ネットワークに関する計画等を踏まえ、地方公共団体等と十分に調整を行うこと。

(4) シェア電動モビリティ器具

シェア電動モビリティ器具の設置場所の選定に当たっては、公共交通との連携を図るなど、地方公共団体等と十分に調整を行うこと。